

第5章 文化財の保存及び活用に関する事項

1. 松江市全体に関する事項

（1）文化財保存・活用の現況と今後の方針

松江市域は長い歴史に育まれた地域であり、有形・無形の文化財が多数存在している。これらのなかには、これまで必ずしもその価値が認識されず、都市化の進展、生活様式の変化等によって失われつつある貴重なものも少なくない。

文化財は、長い歴史のなかで守り伝えられた貴重なものであるとともに、松江の歴史や文化を理解するうえで不可欠なものであり、未来の松江の文化の向上と発展の基礎をなすものである。こうした地域に根ざした文化財については、改めて価値を見出していくとともに、地域の財産として継承する取組の一層の充実を図っていく。

しかしながら、文化財継承の担い手確保は喫緊の課題となっており、一方では、観光資源としてより一層の活用促進も求められている。松江市では、こうした課題にも対応するため、文化財行政の将来ビジョンを明確に示し、地域社会総がかりで文化財に関し適切な保存・活用を進めていくため、「文化財保存活用地域計画」を策定し、今後は、全体の方針に沿った各種施策を計画的に展開していくこととする。

本計画での文化財保存・活用の方針は次のとおりとする。

①文化財調査とその後の保護措置

文化財の継続的な調査に取り組み、文化財保護法や県・市の条例に基づき文化財指定等を行い、その保護を図るとともに、さまざまな機会を設けて文化財の啓発活動、公開促進にも努める。

②保存活用計画の作成状況及び今後の方針

平成5年（1993）に「史跡松江城環境整備指針」を、平成12年（2000）に「史跡松江藩主松平家墓所保存管理計画」を、平成26年（2014）に「重要文化財松江城天守保存活用計画」を、平成29年（2017）に「史跡松江城保存活用計画」、「史跡及び名勝菅田庵保存活用計画」をそれぞれ定めている。保存活用計画などを定めていない国指定文化財については、今後、必要に応じて計画の策定を進めていきながら、保存に影響を及ぼす行為などに対し、文化財保護法に基づく行為の制限を行うとともに、文化庁からの指導と助言を踏まえ、保存修理や整備を行う。

また、県指定文化財については島根県の指導のもとで、市指定文化財については松江市文化財保護条例に基づいてそれぞれ保護に努める。なお、国・県・市指定文化財ともに、必要に応じて、補助金交付要綱に基づき財政支援（補助

金）を行っていく。

③歴史的建造物及び周辺環境の保全

松江の歴史・文化的なまちなみを維持・向上させながら残していくことを目指し、これまでの文化財の保存・活用の取組みに加えて、松江の歴史的風致を形成するうえで重要な要素となっている建造物についても積極的に価値付けを行い、歴史的風致形成建造物に指定することなどにより、建造物とその周辺が良好に保全・管理されるように取組みを進めていく。また、専門的な知識・技能を有する人材や組織との協働を図り、支援することで、歴史的建造物を保存・活用できる人材を育成する。

④祭礼・行事等の保存継承

建造物と一体となって松江らしい風情・まちなみを形成している祭礼・行事などの人々の活動についても、その保存・継承を積極的に支援していく。事前の調査を踏まえ、保護すべき価値の認められるものは文化財指定によって積極的な保護を図り必要に応じた支援を行っていく。なお、祭礼・行事の後継者不足の課題については、歴史展示施設での「紹介・体験」を充実させ幅広い年代への啓発と情報発信を行うとともに、松江市の公民館で実施されている各種地域づくり、人づくりの講座や活動のなかに親子ボランティア教室などを位置づけながら、地域の文化財は地域で守るという文化財愛護の機運を醸成していく。また、これらの活動を誇りとやる気を持って継続できるよう、広く内外に周知し、顕彰の場を設けるなどして活動を積極的に支援していく。

（2）文化財の修理（整備）に関する方針

文化財修理は、伝えるべき情報を正しく未来へと引き継ぐことに主眼がある。修理にあたっては、旧状に復するとともに、解体修理などの場合は、詳細調査及び史料調査などを実施し、新たな知見に基づく文化財の価値の再評価に努めるものとする。

保存修理事業については「保存活用計画」の策定も視野に入れて、法令を遵守しながら、文化庁や県などの関係機関と連携を図り、必要に応じて財政支援（補助金）を行い、適宜専門家の指導を受けながら修理を行っていく。さらに、指定文化財以外でも、松江の歴史的風致を形成する歴史的風致形成建造物に指定するものについては、保存・活用のための修理に必要な支援を行っていく。

（3）文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針

平成23年（2011）に開館した松江歴史館は、地域の貴重な文化財を保存・修復し確実に後世に残し伝えるとともに、先人が築いてきた松江の歴史と文化を学ぶことにより、私たちの暮らしのあり方を改めて見つめ直し、その経験と知

恵を活かして豊かな市民生活のあるべき姿を展望することを目的としている。また、児童・生徒の歴史体験の拠点として、また市民の生涯学習活動の場として、さらに来訪する観光客にとっては松江のまちの歴史と特徴を知る中核施設としての役割を持つものである。そして、良好な環境のもとで、未指定も含めた貴重な文化財を保存することも大きな役割の一つであり、現在整備検討中の松江市文書館（仮称）や、市内の資料館、文化財収蔵施設などとの役割分担を定めたいうで、松江市全体として、適切な保存・管理に努めていく。

この松江歴史館を中核として、市内の資料館や文化財等関連施設を有効に保存・活用できるよう以下のとおり整備していく。

- ①所在を示す公共サインは、ガイドラインを検討し、文化財の場所や内容が容易に理解できるよう、多言語解説などインバウンドにも対応した環境整備に努める。
- ②文化財をスポットではなく、歴史的なまちなみのなかで一連のものとして捉えるために、点在する文化財を関連付けながら結んでいくルートを設定し、まち歩き観光につなげていく。
- ③市内所在の博物館などの関係施設については、各施設が担うべき収蔵資料を明らかにして、文化財が適切に保存・公開されるように役割分担を行うとともに、人的交流を定期的に行い企画提携や収蔵物の相互活用などネットワーク化を図り連携を深めることで、市民や観光客に松江の歴史・文化をより魅力的に情報提供できるような仕組みを整える。

（４）文化財の周辺環境の保全に関する方針

文化財の周辺環境は多様な要素に囲まれているが、人々の生活環境が大きく変わっていくなかで、その変化は文化財に大きな影響を与えている。そのため、文化財の価値や魅力が大きく損なわれないよう周辺環境の保全に努めていく。

都市計画法や景観法に基づく規制・誘導や、外観修景補助金など積極的な支援による誘導を効果的に活用するものとする。

また、歴史的なまちなみを形成している歴史的建造物のうち指定文化財以外のものについて、実態の把握を行ったうえで、所有者との協働によって適切に保全継承するための施策を進める。

さらに、道路、河川などについても、必要に応じて、景観法に基づく景観重要公共施設に指定するなど文化財と一体となってその価値や魅力を高める整備に努めていく。

（５）文化財の防災・防犯に関する方針

指定文化財（建造物）については、防災・防犯に関するガイドラインの策定を検討し、自動火災報知設備、消火器具などの消防設備の設置及び定期点検の

ために必要に応じて財政支援を行い、火災などによる被害を最小限にできるよう努める。また、文化財防火パトロールを実施し、市職員と消防署署員がともに現地を訪れて防火点検を行い、不備な点の改善を所有者に指導するとともに、地元消防団、自主消防隊などによる防火、放水訓練も実施する。今後は、指定文化財に加えて歴史的風致形成建造物についても、これらの必要な防災対策を順次とっていく。

また、風水害や地震等の各種災害に備えるため、日常的な管理やパトロールを徹底し、必要に応じて耐震補強など計画的な対策を実施する。災害によって文化財が滅失することも想定し、映像及び写真等を用いて、災害前の文化財の状況を詳細に記録し、適正な保存に努めていく。

さらに、近年頻発する文化財の盗難や汚損・毀損を防止するため、所有者に機械警備システムの導入を指導したり、文化財所在マップをもとに、警察署に巡回を依頼するなど防犯対策にも努める。

（6）文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する方針

①松江歴史館での普及・啓発

松江歴史館では、松江藩に關係する美術工芸品や古文書を中心に文化財の展示公開を行っている。基本展示室では「近世松江の歴史」の常設展を、企画展示室では松江らしさをテーマにした展示を行うなど、松江の歴史・文化を幅広く学べる施設として機能を充実させていく。

②ガイダンス機能を担う活動への支援

史跡等の文化財のガイダンス機能として、風土記の丘エリアを中心とした「出雲国まほろばガイドの会」や史跡田和山遺跡の「田和山サポートクラブ」、城下町地区を中心とした「観光ボランティアガイド」の取組みがあり、松江歴史館でもボランティアガイドを発足させている。

このように、各種市民ボランティア活動を推進することで、「地域の文化財は地域住民が守り・伝えていく」という文化財保存・継承の意識を育んでいくことが重要であり、ガイダンス研修などの機会を確保するなど、民間団体・市民と行政が一体となって松江の文化財の普及・啓発に取り組んでいけるような体制を整え、これらの団体が、今後継続的に活動できるよう側面的支援を行っていく。

③「松江市ふるさと文庫」等の製作・出版、市民向け講座の開催

平成17年度（2005）から令和6年度（2024）までに、読みやすい読み物として、「松江市ふるさと文庫シリーズ」を37冊、専門的な内容で研究者向きに「松江市歴史叢書」を18冊、それぞれ出版している。これらは、調査研究成果を市

民に広く公開する目的であり、今後も適宜出版を計画する。

また、市民向けの講座として、「市史講座」を令和元年度(2019)までに延べ140回開催してきたが、今後も、WEB配信を含めた市民向け講座を積極的に開催し、調査研究成果の発信、市民との共有に努めていく。

④「松江市史」の編纂・出版

市史編纂事業については、平成20年度(2008)に基本計画を策定し、令和元年度(2019)までに史料編11巻、通史編5巻、別編2巻を編集・執筆・出版している。

【史料編11巻】

1巻「自然環境」、2巻「考古資料」、3巻「古代・中世Ⅰ」、4巻「中世Ⅱ」、5巻「近世Ⅰ」、6巻「近世Ⅱ」、7巻「近世Ⅲ」、8巻「近世Ⅳ」、9巻「近現代Ⅰ」、10巻「近現代Ⅱ」、11巻「絵図・地図」

【通史編5巻】

1巻「自然環境・原始・古代」、2巻「中世」、3巻「近世Ⅰ」、4巻「近世Ⅱ」、5巻「近現代」

【別編2巻】

1巻「松江城」、2巻「民俗」

（7）埋蔵文化財の取扱いに関する方針

松江市内には2,439件（令和元年（2019）10月31日現在）の「埋蔵文化財包蔵地」が存在し、文化財保護法に基づく保護を図るために、遺跡分布地図を作成し周知を図っている。

周知の埋蔵文化財包蔵地に関しては、常に現況を把握するとともに、その範囲や実態の解明にも努める。開発等に当たっては庁内の開発部局や開発指導部局、また民間の開発事業者等に事前に協議を行うように指導し、島根県教育委員会とも連携を取りながら、計画変更によって包蔵地を回避し、地下保存などの措置を講じ保護に努めるほか、やむを得ない場合は、記録保存対応についても速やかに実施していく。

周知の埋蔵文化財包蔵地が存在しない地区についても、分布・試掘調査を積極的に行って包蔵地の把握に努め、包蔵地としての価値が認められるものについては随時遺跡台帳に登載していく。

近世の遺跡については、近年市街地を中心として城下町遺跡が地下に残っている事が確認されている。近世の松江を解明するうえで重要であることから、島根県教育委員会と連携しながら開発者や住民の理解を求めながらその取り扱いについて検討し、発掘調査の実施を含め適切な保存措置をとっていく。

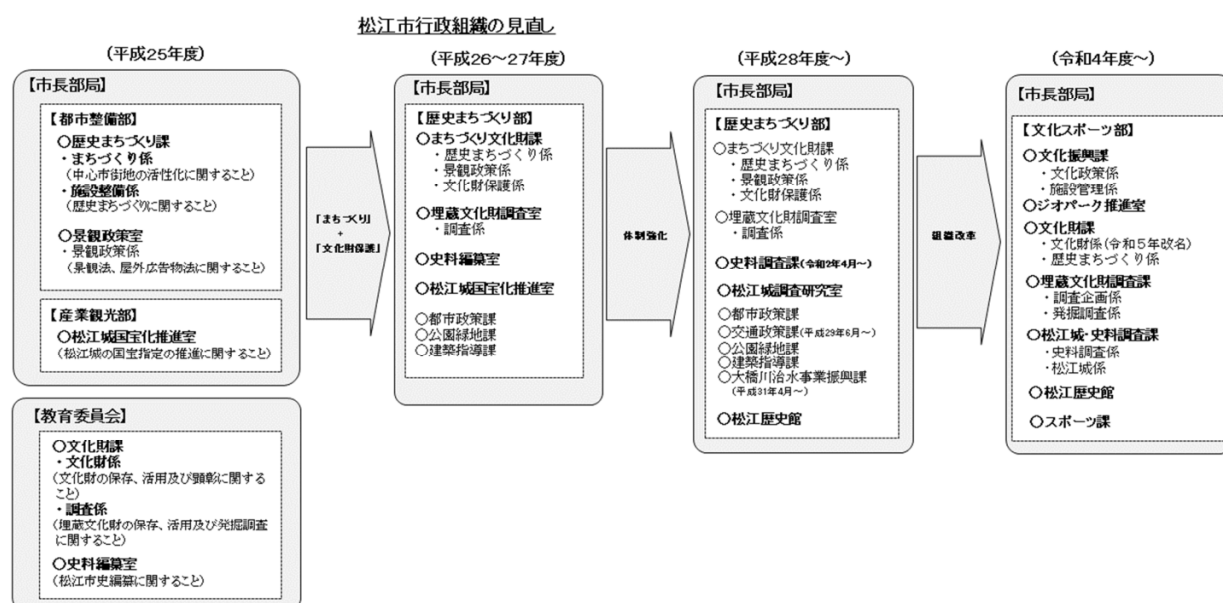
（8）文化財の保存・活用に係る文化スポーツ部の体制と今後の方針

文化財の保存・活用に関する事業は、平成25年度(2013)までは教育委員会事務局で行っていたが、平成26年(2014)4月の組織見直しにより、文化財保護と歴史まちづくりを一体的に推進するために、市長部局に「歴史まちづくり部」が創設された。その後、令和4年(2022)4月の組織改革により、松江市の文化とスポーツを一元化し、一体的に魅力・価値を向上するため、文化スポーツ部が創設されることとなった。

これにより、歴史まちづくり部内にあった、「まちづくり文化財課」、「埋蔵文化財調査室」、「史料調査課、松江城調査研究室」、「松江歴史館」が文化スポーツ部に移管・再編され、それぞれ「文化財課」、「埋蔵文化財調査課」、「松江城・史料調査課」、「松江歴史館」となった。また、文化政策を所管する「文化振興課」が文化スポーツ部内に新設された。

今後は文化スポーツ部が中心となって、政策部、産業経済部、観光部、都市整備部等とも連携を図り、文化財を適切に保護活用する事業を進めていく。その事業の推進にあたっては、松江市文化財保護審議会に諮るとともに「松江市文化財保護条例」に基づいたうえで島根県教育委員会と連携・協議し、整備・保存・活用を図っていく。

なお、松江市文化財保護審議会は、美術工芸2名、考古2名、建造物3名、歴史3名、天然記念物2名、民俗2名の合計14名で構成されている。



（9）文化財の保存・活用に関わる住民、NPO 等各種団体の状況及び今後の体制整備の方針

①各公民館区での取り組み

松江市では、概ね小学校区を単位として公設自主運営型の公民館が設置されており、各種講座の開催のほかに、地域づくり、人づくり活動が積極的に展開されている。各公民館では地域の歴史を学ぶ活動も積極的に取り組まれており、地域の文化財を活用した事業も多くみられる。

そのなかでも、平成22年度（2010）からは「わがまち自慢発掘プロジェクト」（市補助事業）として、地域ごとに歴史・文化的価値の高いものを中心に「地域のお宝」として選抜し、それらをつなぐ“まち歩きルートマップ”を作成する取り組みや、地名、町（丁）名の由来などを示す案内板の充実が図られている。

更にこうした機運のうえに住民発意による提案事業にも取り組み、地域ごとに歴史的特色を活かしたまちづくり計画の策定や計画の実現について官民協働で取り組むなど、地域住民の歴史・文化のまちづくりの取り組みを行政が支えていく体制を構築していく。

②住民サポート団体による取り組み

史跡の管理や活用については、地元団体の愛護活動として行われる場合もあり、田和山遺跡、出雲国府跡、金山（坂口）要害山城、伊志見一里塚などでは地域の住民団体が史跡の管理に協力している。例えば、史跡「田和山遺跡」では、「田和山サポートクラブ」により、田和山遺跡に関わる講演会、遺跡頂上で観月会、楽器の演奏会を開催するなど遺跡を活用したイベントが開催されている。このような、地域の文化財の保存・活用に携わる NPO 等の各種団体には今後も活動の助成や情報提供を行いながら、連携・協力体制をより一層強化していく。

市内で活動する住民サポート団体

グループ名	活動内容	活動場所
田和山サポートクラブ	史跡田和山遺跡のガイドやイベントの開催	史跡田和山遺跡
出雲国まほろばガイドの会	史跡出雲国府跡、史跡出雲国分寺跡などのガイド	史跡出雲国府跡、 史跡出雲国分寺跡など

2. 重点区域に関する事項

（1）文化財の保存・活用の現況と今後の具体的な計画

①指定文化財の保存管理、活用

重点区域の旧城下町エリアにある国指定文化財では、平成12年（2000）に「史跡松江藩主松平家墓所保存管理計画」を、平成26年（2014）に「重要文化財松江城天守保存活用計画」を、平成29年（2017）に「史跡松江城保存活用計画」と「史跡及び名勝菅田庵保存活用計画」をそれぞれ定めている。指定文化財の保存管理については、今後も修理を含め計画的、継続的に実施していく。その際は、文化財保護法、島根県文化財保護条例、松江市文化財保護条例に基づいた適正な保存管理が図られるよう実施していく。また、松江市以外の所有者が所有する指定文化財の保存管理については、補助事業の実施も含めて、前出の関係法令に基づいて指導助言を行っていく。

例えば、史跡松江城や国宝松江城天守、県指定有形文化財（建造物）興雲閣、市指定有形文化財（建造物）武家屋敷などについては、民間企業が松江市からの指定管理業務委託により指定管理者として一体管理している。また、重要文化財（建造物）菅田庵及び向月亭や重要文化財（建造物）木幡家住宅は、個人がその所有者として管理している。松江市として適切な保存が可能なように指導・助言を行っているが、今後も更に関わりを強くし、適切な保存活用が図られるよう努めていく。

②指定文化財の公開、活用

指定文化財の公開と活用については、国・県・市指定を問わず、原則公開を基本としている。松江歴史館は、平成29年（2017）から国宝・重要文化財といった国指定の有形文化財の公開にふさわしい公開承認施設となったこともあり、貴重な文化財を適切に公開していく。また、史跡などの活用が図れるようにそれぞれに標柱・案内板・説明板等を設置しているが、まだ、不十分な箇所もあることや、古くなって読みづらくなったものもあるため、計画的に修復や新設を行い、適切な公開のための環境作りに努めていく。

特に古墳などの史跡は、樹木や雑草が繁茂しないよう、年間計画を立てて草刈りや樹木の伐採及び剪定を実施し、見学や散策などの活用が図れるよう環境整備を行っていく。

③歴史的建造物（指定文化財以外）の保全、活用

歴史的建造物のうち指定文化財以外の歴史的に価値の高い建造物については、「松江市歴史的建造物の保全継承及び活用の推進に関する条例」（平成28年（2016）施行）に基づき、建造物の調査を行い、保全措置が急務なものや条件が整ったものから、順次「登録歴史的建造物」への登録を進め、所有者との協働によって適切な保全継承を目指す。

【重点区域を含む市内全域での事業】

- 歴史的建造物保全継承事業（平成26年度～令和11年度）

④祭礼行事等の伝統文化の継承

地域で伝承されてきた祭礼行事等の伝統文化については、必要に応じて調査を行い記録していくほか、用具等の整備に必要な補助金を検討するなど必要な措置を講じていく。

【重点区域での事業】

（鹿島エリア）

- 佐陀神能用具等修理・新調事業（令和元年度～令和6年度）

（美保関エリア）

- 青柴垣神事 地域の伝統行事等のための伝承事業（令和4年度）
- 蒼柴垣神事民俗文化財調査事業（令和6年度～令和8年度）

【重点区域を含む市内全域での事業】

- 松江のホーランエンヤ 地域の伝統行事等のための伝承事業（令和4年度）

⑤伝統工芸等伝統産業の支援

伝統工芸などの伝統産業については、必要に応じた調査により状況を把握したうえで、新たに文化財指定が必要なものについては、指定という方法で保護を行っていく。また、これらの伝統産業は、後継者の育成や需要確保等の課題があるため、松江歴史館での企画展や「松江市ふるさと文庫」で取り扱うなど、市民の関心が高まるよう側面的支援をしていく。

⑥文化財愛護ボランティアの育成

地域の文化財愛護ボランティアグループについては、後継者不足の問題を解消するため、親子ボランティア教室などを積極的に開催していく。また、誇りとやる気を持てるよう活動内容やグループの状況を広く市の内外に発信し、顕彰制度等を活用していく。

（2）文化財の修理（整備）に関する具体的な計画

文化財の修理に当たっては、文化庁や県と連携し、必要に応じて専門家の指導・助言を踏まえ真正性※を担保し、文化財保護法に基づく手続きを経たうえで行う。また、寺社建築や茶室などの修理にあたっては、茅や檜皮など、入手困難な資材も必要になることから、所有者および国や県とも協議しながら年次的な修理計画を検討する。

※資産の文化的価値が、その形状、材料、用途、伝統等において、真実かつ信用性を有すること

【重点区域での事業】

（旧城下町エリア）

- 史跡松江城石垣修理事業（平成13年度～令和11年度）
- 史跡松江藩主松平家墓所整備事業（平成30年度～令和11年度）
- 市指定文化財（建造物）観月庵及び待合保存修理事業（令和2年度）
- 史跡小泉八雲旧居土塀修理事業（令和2年度～令和3年度）
- 市指定文化財（建造物）田原神社随神門保存修理事業（令和3年度～令和4年度）
- 県指定文化財明々庵茅葺き補修工事事業（令和4年度）
- 史跡松江城整備基本計画策定事業（令和6年度～令和7年度）
- 国宝松江城天守保存修理事業（令和7年度～令和11年度）

（国府跡周辺エリア）

- 県指定文化財真名井神社本殿保存修理事業（令和5年度）

（宍道エリア）

- 重要文化財木幡家住宅新蔵ほか3棟保存修理事業（令和元年度～令和4年度）
- 重要文化財木幡家住宅主屋ほか10棟保存修理事業（令和4年度～令和11年度）

（3）文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画

松江歴史館は、近世松江城下町にスポットを当てた博物館である。城下町遺跡の発掘調査や松江市史の編纂により松江城下町研究が進展しており、これらの調査研究により明らかになった貴重な文化財を収蔵・保存し、その研究成果を展示・公開するなどして今後も活用を図っていく。

また、城下町以外の市内各地域の調査研究も行っており、特別展などの機会に成果をまとめ発表している。松江歴史館を中核として、市内の資料館等関連施設と連携し、今後収集される資料は適切に保存し、適宜企画展示していく。

全市的に「まち歩き観光」を推進していくために、各地区で作成されるまち歩きルートに案内板を設置し、観光客や市民がテーマを持って歩けるような魅力ある仕掛けを行っていく。

【重点区域を含む市内全域での事業】

- 歴史・文化のまちあるき案内板設置事業（平成21年度～令和11年度）

（4）文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画

市域全体における方針と同様の対応を行う。文化財の周辺環境は、多様な要素に囲まれているが、人々の生活環境が大きく変わっていくなかで、その変化

は文化財に大きな影響を与えている。そのため、文化財の価値や魅力が大きく損なわれないよう周辺環境の保全に努めていく。

具体的には、都市計画法や景観法に基づく規制・誘導や、外観修景補助金の拡充など積極的な支援による誘導を効果的に活用するものとする。また、歴史的なまちなみを形成している歴史的建造物のうち、指定文化財以外の歴史的に価値の高い建造物について、実態の把握を行うための調査を実施するとともに、「松江市歴史的建造物の保全継承及び活用の推進に関する基本方針」に基づき、歴史的建造物の保全継承及び活用の推進に関する施策を進める。さらに、道路、河川などについても、景観法に基づく景観重要公共施設に指定するなど文化財と一体となってその価値や魅力を高める整備に努めるものとする。

【重点区域での事業】

（旧城下町エリア）

- 堀川沿線「八百八橋づくり」推進事業（平成23年度～令和11年度）
- 千鳥橋改架事業（令和2年度～令和3年度）
- 伝統美観保存区域等修景事業費補助金（昭和48年度～令和11年度）
- 北惣門橋改架事業（令和3年度～令和4年度）

（鹿島エリア）

- 佐陀神能舞殿保存修理事業（令和元年度～令和3年度）

（美保関エリア）

- 伝統的建造物群保存地区検討事業（令和4年度～令和11年度）

【重点区域を含む市内全域での事業】

- 歴史的建造物保全継承事業（平成26年度～令和11年度）

（5）文化財の防災・防犯に関する具体的な計画

国指定文化財（建造物）については、引き続き消防設備の設置や修理、定期点検のために財政支援を行っていく。

また、火災などによる被害を最小限に止めるためには、周辺住民の協力も不可欠である。例えば、重要文化財美保神社本殿は、寛政12年（1800）に火災で本殿が焼失したことの反省から、自衛消防団を結成し消防訓練を実施し、消防機器をスムーズに使用できる体制を整えている。これにならい、神魂神社でも平成23年度（2011）、消防設備の改修に合わせて自衛消防団の立ち上げを行い、地域の文化財は、地域で守るという意識の醸成が図られている。

さらに、国府跡周辺エリアに存在する文化財を所有する神社に対しても、氏子組織等による自衛組織の結成について、それぞれの神社に検討を要望している。

また、文化財防火パトロールを実施し、市職員と消防署署員がともに現地を訪れて防火点検を行い、不備な点の改善を指導するとともに、地元消防団、自

主消防隊などによる防火、放水訓練も実施している。今後は、指定文化財に加えて歴史的風致形成建造物についても、これらの必要な防災対策を順次とっていく。

風水害や地震等の各種災害に備えるため、日常的な管理やパトロールを徹底し、必要に応じて耐震補強など計画的な対策を実施する。また、災害によって文化財が滅失することも想定し、映像及び写真等を用いて、災害前の文化財の状況を詳細に記録し、適正な保存に努める。

さらに、近年頻発する文化財の盗難や汚損・毀損を防止するため、所有者に機械警備システムの導入を指導したり、文化財所在マップを作成し、警察署と連携のうえ、巡回を実施するなど防犯対策にも努めていく。

【重点区域での事業】

（旧城下町エリア）

- 国宝松江城天守耐震対策事業（平成29年度～令和2年度）
- 国宝松江城天守防災施設等整備事業（令和2年度～令和6年度）
- カラコロ工房整備事業（令和2年度～令和6年度）

（国府跡周辺エリア）

- 国宝神魂神社本殿防災施設整備事業（令和4年度）
- 県指定文化財真名井神社本殿防災施設整備事業（令和5年度）

（鹿島エリア）

- 重要文化財佐太神社防災施設整備事業（令和3年度～令和4年度）

（宍道エリア）

- 重要文化財木幡家住宅新蔵ほか2棟防災施設整備事業（令和4年度）
- 重要文化財木幡家住宅防災施設整備事業（令和6年度～令和11年度）

（美保関エリア）

- 重要文化財木造薬師如来坐像ほか4躯保存活用施設整備事業（令和5年度～令和6年度）

（6）文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する具体的な計画

重点区域を含む市内全29公民館区で実施した「わがまち自慢発掘プロジェクト」で掘り起こされた文化財や地域のお宝を掲載した「まち歩きマップ」を観光案内所や地域の公民館に配布して文化財の普及・啓発に繋げ、松江歴史館では、学校教育との連携を図り子供たちに国宝松江城天守等文化財の歴史的価値や魅力を伝え郷土愛を育む事業を進めていく。また、講演会や講座の開催、展示図録や研究紀要の刊行などを通して、市民や観光客に松江の歴史や文化財などを伝えていく。

松江城については、国宝指定を受けた天守のみならず、城郭、城下町全体を対象に調査研究活動を継続し、その文化財的価値を高めるとともに、研究成果

については、報告会、講座、書籍刊行などを通じて積極的に発信していく。
また、「松江市史」の編纂とあわせて刊行している「松江市ふるさと文庫」では、
今後もわかりやすい歴史解説により市民向けに調査研究成果を公開していく。

【重点区域での事業】

（旧城下町エリア）

- 松江城調査研究事業（平成21年度～令和11年度）

（国府跡周辺エリア）

- 出雲国分寺跡国史跡指定100周年記念事業（令和3年度）

【重点区域を含む市内全域での事業】

- 松江城授業プロジェクト（平成28年度～令和11年度）
- 松江市ふるさと文庫等製作事業（平成17年度～令和11年度）
- 出前講座「松江藩ちやのゆの学校」（平成30年度～令和11年度）
- 松江の文化力体験推進事業（令和4年度～令和6年度）
- 地域に根づく伝統文化継承事業（令和4年度～令和11年度）

（7）埋蔵文化財の取り扱いに関する具体的な計画

重点区域内にある埋蔵文化財包蔵地についても、市域全体における方針と同様の対応を行う。特に、近世の遺跡についても発掘調査の対象として取り扱うこととし、公共事業による開発だけではなく、民間開発でも条件によっては、発掘調査の対象にできるよう「城下町遺跡発掘調査基準」を策定していく。

平成24年度（2012）、関係各部で構成する内部検討委員会を立ち上げ「第一回城下町遺跡発掘調査基準内部検討会」を開催した。その後、平成27年度（2015）には島根県が「開発事業に伴う埋蔵文化財の取り扱いにかかる判断基準」を見直し、「埋蔵文化財として取り扱う範囲」に近世の城下町を加えるなどの改定を行った。

現在はこれに基づいて開発協議を行っているが、今後も、島根県教育委員会とも連携しながらその取扱いについて検討し、開発者や住民の理解を求めていく。

また、埋蔵文化財の発掘調査によって得られた成果のうち、貴重なものについては、講演会や研究会、シンポジウムなどを開催し、市民の理解や関心の場を創り出していく。さらに、発掘調査によって得られた遺構や遺物は、遺跡見学会を開催するなど市民に周知し、地域の歴史文化の理解に資するとともに、出土考古資料の適切な保存管理を行う。

（8）文化財の保存・活用に関わる住民、NPO等各種団体の状況及び今後の体制整備の具体的な計画

松江市には、多くの文化財愛護グループやボランティアグループがあるが、これらのグループの課題は、高齢化が進んでいて、世代交代が図られていない

ところにあり、このことについては行政の更に強い側面的支援を行っていく。

その手段の一つとして、松江市の公民館で実施されている各種地域づくり、人づくりの講座や活動のなかに親子ボランティア教室などを位置づけながら、地域の文化財は地域で守るという文化財愛護の機運を醸成していく。また、これらの活動を誇りとやる気を持って継続できるよう、広く内外に周知するほか、顕彰の場を設けるなどして活動を積極的に支援していく。

また、住民発意による歴史的なまちなみ形成や歴史的風致維持向上施設の整備や管理を行う提案事業について、積極的な意識醸成と継続に向けた支援を行っていく。

【重点区域を含む市内全域での事業】

○松江・歴史文化まちづくり推進事業（平成23年度～令和11年度）